

12. 宮崎大学課外活動共用施設使用要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成22年9月22日 平成31年4月26日
令和3年3月25日 令和4年9月30日

(目的)

第1条 この要項は、宮崎大学課外活動共用施設（音楽系共用施設を含む。以下「共用施設」という。）の使用について、国立大学法人宮崎大学固定資産管理規程及び国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(使用日時)

第2条 共用施設の使用日時は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日とする。
- (2) 使用できる時間は、午前8時30分から午後9時までとする。
- (3) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(使用手続)

第3条 共用施設を長期に使用する課外活動団体の責任者（以下「責任者」という。）は、課外活動共用施設長期使用願（様式第1号）を前年度2月末日までに学長に提出し、使用許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 共用施設を短期に使用する責任者は、課外活動共用施設短期使用願（様式第2号）を使用予定日の7日前までに学長に提出し、使用許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。

(鍵の管理)

第4条 共用施設の鍵は、学び・学生支援機構事務部学生支援課が管理する。

2 共用施設を使用する責任者は、その都度学生支援課で鍵を借り受け、使用後は、施錠し、直ちに返却しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、学生支援課の指示に従うものとする。

(使用の中止)

第5条 共用施設の使用を許可された者が、使用を中止するときは、直ちに学長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 共用施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に当たっては、学生の本分に反しないよう、良識をもって行動しなければならない。
- (2) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 使用時間を厳守すること。
- (4) 許可なく、設備の改造、備品の移動・持ち出し等をしないこと。
- (5) 火気の使用は特に注意し、所定の場所以外の熱器具等の使用及び喫煙をしないこと。
- (6) 使用後の清掃、消灯及び戸締まりを行うこと。
- (7) 自炊、飲酒をしないこと。
- (8) 使用を許可された施設、設備を転貸しないこと。
- (9) その他係員の指示事項を厳守すること。

(使用許可の取消し)

第7条 共用施設の使用許可後において、次の各号の一に該当する場合は、学長が使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることがある。

- (1) 使用許可された際の使用目的に違反し、又は使用許可について条件を履行しないとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 学長が特に必要があると認めたとき。

(損害の弁償)

第8条 共用施設を使用する者が、故意又は過失により、施設・設備を滅失、破損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(共用施設の事務)

第9条 共用施設に関する事務は、学び・学生支援機構事務部学生支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、共用施設の使用に関する事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。